## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

## (農林水産省3-①)

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	大臣官房新事業·食品産業部(林野庁) 【大臣官房新事業·食品産業部新事業·食品産業政策課/食品 流通課/食品製造課/外食·食文化課、輸出·国際局輸出企画 課/輸出支援課/知的財産課、林野庁木材利用課】
政策の概要 【 <sup>施策の概要</sup> 】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(1) ・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日 改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	新たな市	場創出に向	可けた取組									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな市る。	場創出に向	同けて、介記	<b>養食品の</b> 開	発やスマ	ートミーバ	レの普及等	等の支援、	. 国民の優	建康維持・増造	<b>進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進す</b>	
目標① 【達成すべき目標】	スマートミ	ールの普及	及等の支援									
						年度	ごとの目	標値				
) 測定指標	基準値		┃ ┃目標値	目標値		年度	ごとの実績値			指標- 計算分類	測定指標の選定理由	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异万短	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
スマートミール等健 ア 康な食事・食環境認 証事業者数	83 事業者	30年度	300 事業者	7年度	150 事業者 137 事業者	173	210 事業者	240 事業者	270 事業者	- S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミ(病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれ事)の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサーヒ展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及して必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数をさせていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。	
	把握の方法	把握の方法		把握の方法	出典:「健康な食事・食環境」認証制度(事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ)							・ 境」コンソーシアム調べ)
		合いの :方法	達成度合 A'ランク								上90%未満、Cランク:50%未満	

施策(2)	需要に応	じた新たな	バリューチ	ェーンの倉	川出						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の	所得向上を	と図るため、	6次産業	との取組:	等による作	寸加価値	の向上や	民間活力	の導入等を推	<b>進</b> する。
目標① 【達成すべき目標】	付加価値	の高いビシ	ジネスの創む	出を推進							
						年度	ごとの目	標値			測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
   測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	日子刀及	(及び自保値(水平 自保平度)の改定の依拠)
6次産業化に取り組 ア んでいる新たな優良 事業体数	0 事業体	元年度	93 事業体	7年度	21	32 事業体 30 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	- S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高(経営全体)、③営業利益(経営全体)、④経常利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
	世内 : 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査 (農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 第出方法:6次産業化に取り組む優良事業体数を集計 達成度合いの 達成度合 (%) = 当該年度実績値/当該年度目標値×100								プ調査 (農林水産省農村振興局) 上90%未満、Cランク: 50%未満		

	施策(3)	食品産業	の競争力の	り強化								
	画策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	食品産業	の競争力の	の強化に向	けて、食品	品流通の台	<b>}</b> 理化、第	分働力不足	2への対応	芯、規格認	忍証の活用等を	を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	サプライヲ	チェーン全体	体での合理	単化の取組	を加速化	、卸売市場	場の機能	の強化			
								ごとの目				
	測定指標	基準値	44.44	目標値		年度ごとの実績値			1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由   (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	飲食料品卸売業に ア おける売上高に占め る経費の割合	11.6% 28年度	28年亩	11.0%	6年度	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	F↓一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。
			1.6% 28年度	11.0/0	6年度	13.8%	令和5 年3月 把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行(令和2年)後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度)まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
		把握(	の方法	出典:中小企業実態基本調査(経済産業省中小企業庁)								
			合いの 方法	達成度合(%)= (当該年度の実績値-基準値) / (当該年度の目標値-基準値) ×100 A' ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満								

							年度	ごとの目	標値				
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	T	指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀短	(及び日保値(小学・日保中度)の設定の依拠)	
	6 イ <sup>1</sup> 中央卸売市場当た りの取扱金額	695億円	28年度	719億円	6年度	707 億円 605 億円	710 億円 617 億円	713 億円	716 億円 ———	719 億円	· F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の機能の強化を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ① 卸売市場制度に基づき、中央卸売市場の再編及び機能強化のための施設整備等が進められたことにより、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値(平成32年度までに632億円)を達成したこと、② 改正した「卸売市場法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が施行となることにより、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、とならに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、とびまえ、平成30年度に当該指標の見直しを行い、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719億円(税込み)(6年度))に上方修正。 目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行されたこと、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定しているため、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載。	
		把握0	)方法	出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の翌年度5月末~6月末頃 算出方法:中央卸売市場の取扱金額/中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換は除く。								データを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場	
		達成度 判定		達成度合(%) = (当該年度の実績値-基準値) / (当該年度の目標値-基準値) ×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品産業は	における労	が働力不足の	の解消							
測定指標	基準値,		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
がた。日本	<b>坐</b> 十世	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	5,149		6,694		5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 食品製造業の労働 生産性	千円/人		千円/人	11年度	4,836 千円/人	令和4 年9月 把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。
生產性	把握 <i>0</i>		出典:「法人企業統計」(財務省) 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:労働生産性=付加価値額/(役員数+従業員数)								
		達成度合いの 判定方法		(%) = : 150%起	(当該年) 習、Aラ	度の実績 ンク:90	値)/( %以上15	(当該年度 50%以下	Eの目標値 、Bラン	恒)×100 ク:50%以上	190%未満、Cランク:50%未満

	目標③ 【達成すべき目標】	JASと調和	のとれた国	国際規格の	制定												
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由					
	が入口で	<b>坐</b> 干厄	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)					
	ア ISO規格等の国際規格の制定件数	4	3年度	7	12年度	-	4	4	5	5		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】					
		件	件 3年及	3年度	件	件 12年度	-	5				· S↑-直	目標値については、輸出促進に向け、海外との取引を円滑に進めるため環境整備として、我が国事業者にとって取り組みやすく、有利に働く規格の制定・活用を進めていくことが重要であることから、当面の目標として、令利年度から令和12年度までの間にISO規格等の国際規格を3件制定することして設定した。				
		把握の方法		把握 <i>の</i>	把握の方法	把握の方法		把握の方法		林水産省之 : 調査年月 : 農林水戸	度末頃				の制定件	数を集計	
			合いの 方法	達成度合(%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標(A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bラン								:90%未満、Cランク:50%未満					

施策(4)	食品ロス	等をはじめ	とする環境	問題への対	対応								
医策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	食品ロスの	の削減、食	品産業分野	野における	プラスチッ	クごみ問	題への対	応等					
目標① 【達成すべき目標】	食品ロスト	削減の取組	lを加速化										
							ごとの目						
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実績値			指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可升力及	(次0) 自保险(小牛 自保干及) (7) 政定(7) [[[]]		
	328 20年時	328 万トン 29年度			273	19年度	324 万トン	320 万トン	315 万トン	311 万トン	307 万トン	口 一 古	【測定指標の選定理由】 令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、こを基本計画第3の1(1)④の「食品ロス削減の取組を加速化」に該当するアカム指標として設定。
ア 事業系食品ロス量	万トン		万トン	12年度	324	309				F↓一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12年度で令和12年度までに半減と設定。 令和12年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組に毎年度一定程度量が減少するものとして設定した。		
	把握	の方法	公表時期	*************************************	度の翌々4	年度末頃			よに基づく	(定期報告)	及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計		
		₹合いの ≅方法		(%) = ク:150%							:90%未満、Cランク:50%未満		

目標② 【達成すべき目標】	食品分野	における容	器包装プ	ラスチックの	の更なる質	資源循環を	と推進				
						年度	ごとの目	標値			
   測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (みがらかけん)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
<b>ア</b> 飲料用PETボトルの 回収率	91 %	30年度	100 %	12年度	93 %	93 % 令和4 年11月 把握定	94 %	95 %	96 %	- F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。 このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。 【目標値設定(水準・目標年度)の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度(令和12年度)までに100%とする目標を設定した。
	把握여	の方法	作成時期	境省・PET :調査年月 :PETボト	度の翌年	度11月頃			業系ボト	ル回収量、素	枠回収分を含む)/PETボトル販売量(輸入分を含む)×100
		合いの 方法		(%)= 7:150%計							±90%未満、Cランク:50%未満

	予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]		当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
持続可能な循環資源活用総合対策事(1)業 (平成30年度) (主)	167 (153)	99 (97)	98 (93)	79	-		0001
6次産業化サポート (2) 事業 (平成26年度) (主)	753 (683)	700 (622)	531 (450)	453	(2) - ⊕ - 7	-	0002
食料産業・6次産業 (3) 化交付金 (平成30年度) (主)	1,678 の内数 (1,463 の内数) (44の内 数、翌年 度繰越)	1,478 の内数 (867 の内数) (444の内 数、翌年 度繰越)		1,468の内数	(2) - ⊕ - 7	-	0003
食品等流通持続化 モデル総合対策事 業 (令和3年度) (4) 食品等流通合理化 促進事業 (平成30年度~令和 2年度) (主)	335 (298)	278 (236)	156 (140)	305	(2) − ⊕ − ₹	-	0004
食品産業イノベー ション推進事業 (平成30年度) (主)	86 (85)	107 (95)	50 (41)	-	(3)-②-ア	-	0005
食品の品質・安全管 理サポート事業 (6) (令和元年度) (主)	-	147 (143)	63 (63)	-	_	-	0006
中堅外食事業者資 (7) 金融通円滑化事業 (令和2年度) (主)	-	——————————————————————————————————————	1,100 (1,100)	-	_	-	0007

中小食品流通事業 者の信用力強化債 務保証基金造成費 事業 (令和2年度) (主)	-	_	1,100 (1,100)	-	(3) −⊕−₹	-	0008
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業(令和2年度)(主)	-		10 (10)	7	(4) - ② − ア	-	0009
6次産業化市場規模 拡大対策整備交付 金のうち大径原木加 (10) 工施設整備緊急対 策 (令和2年度) (主)	-		843 (761)	-	-	-	0010
輸出環境整備推進 事業 (平成27年度) (関連:3-②)	565 (378)	484 (180) (106翌年 度繰越)	1,781 (1,216)	1,692	_	-	0012
地理的表示保護制 度活用総合推進事 (12) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	172 (152)	160 (137)	111 (100)	-	_	-	0013
日本発食品安全管 理規格策定推進事 (13) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	91 (91)	77 (77)	40 (翌年度 繰越)	-	-	-	0014
食文化等によるイン バウンド対応推進事 (14) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	52 (48)	28 (28)	24 (24)	24	_	-	0015

		<b>.</b>					
植物品種等海外流 出防止総合対策事 (15) 業 (平成29年度) (関連:3-②)	95 (90)	140 (122)	137 (106)	176	_	_	0016
海外需要創出等支 援対策事業 (平成30年度) (関連:3-②)	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760 (1,769)	2,917	-	-	0017
【TPP関連事業】 訪日外国人の食体 験を活用した輸出促 進事業 (平成30年度) (関連:3-②)	418 (0) (377翌年 度繰越)	587 (366) (193翌年 度繰越)	371 (190) (178翌年 度繰越)	-	_	-	0018
【TPP関連事業】 食品産業の輸出向 けHACCP等対応施 (18) 設整備緊急対策事 業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	6,794 (-) (6,722翌 年度繰 越)	15,722 (5,514) (9,522翌 年度繰 越)	-	_	-	0019
【TPP関連事業】 海外需要創出等支 (19) 援緊急対策事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	2,400 (翌年度 繰越)	5,619 (1,644) (3,219翌 年度繰 越)	-	_	-	0020
グローバル産地づく り推進事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	189 (166)	433 (324)	986	_	-	0021
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう (21) ちコミュニティ形成委 託事業 (令和元年度) (関連:3-②)	70 (翌年度 繰越)	147 (70) (77翌年 度繰越)	252 (77) (175翌年 度繰越)	-	_	-	0022

【TPP関連事業】 植物品種等海外流 出防止対策強化事 業 (令和元年度) (主)	-	312 (翌年度 繰越)	312 (149)	-	ı		0023
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう (23) ち加工食品の輸出 強化支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	315 (翌年度 繰越)	315 (283)	-	-	-	0024
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち輸入 (24) 規制撤廃・緩和の働 きかけの強化事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	89 (翌年度 繰越)	89 (54)	-	-	-	0025
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち証明 書発行等を行う機関 の体制整備及び輸 出事業者支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	263 (5) (256翌年 度繰越)	256 (191)	-	-	-	0026
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうちイン (26) ポートトレランス申請 加速化支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	74 (翌年度 繰越)	74 (翌年度 繰越)	-	-	-	0027
【TPP関連事業】 地理的表示保護制 度緊急対策委託事 業 (令和元年度) (主)	-	39 (翌年度 繰越)	39 (34)	-	ı	_	0028

【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち日本 (28) 発食品安全管理規 格活用加速化事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	35 (翌年度 繰越)	35 (35)	-	-		0029
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち国際的認証取得・ 更新等への支援事 業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	30 (翌年度 繰越)	30 (12)	-	_	-	0030
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち一元 (30) 的相談窓口開設の ための実態調査 (令和元年度) (関連:3-②)	-	18 (-) (14翌年 度繰越)	14 (14)	-	_	-	0031
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 (31) 対策事業 (平成2年度) (関連:3-②)	-		1,600 (9) (1,591翌 年度繰 越)	-	_	-	0036
加工食品の国際競争力強化に向けた 食品製造イノベー (32) ション推進事業 (令和2年度) (主)	-		250 (翌年度 繰越)	-	(3) - ② - ア	-	0043
農業知的財産保護・ 活用支援事業 (令和2年度) (関連:3-②)	-		78 (63)	81	-	_	0044
JASの制定・国際化 調査委託事業 (令和2年度) (関連:3-②)	-	——————————————————————————————————————	43 (35)	-	(3)-3-7	-	0045

海外農業·貿易投資 環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:3-②、⑤)	719 (673)	684 (618)	662 (545)	529	(1)-②-ア	-	0091
学校給食の休止に 伴う未利用食品活用 (36) 緊急促進事業 (令和元年度) (関連:2-⑨)	-	694 (0) (694翌年 度繰越)	694 (682)	-	(4)−⊕−7	-	0157
強い農業づくり交付金 (平成17年度) (37)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:3-⑨)	34,823 の内数 (16,756 の内数) (14,470 翌年度繰 越)	51,575 の内数 (9,139 の内数) (35,489 翌年度繰 越)	45,623の 内数 (7月下旬 把握予 定)	16,214の内数	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	-	0173
新・食料産業の創造 に向けた宇宙食の開 (38) 発・実用化促進事業 (令和3年度) (主)	-	_	-	47	-	-	新3-0001
食品産業の横断的 課題調査・実証事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	15	(3) -②-ア	-	新3-0002
グローバル産地づく り推進事業のうちJAS 等の国際標準化によ (40) る輸出環境整備委 託事業 (令和3年度) (関連:3-②)	_		_	43	(3) - ③ - ア	-	新3-0007
地域食農連携プロ ジェクト推進事業 (令和3年度) (関連:3-③)	-	_	-	222	I	_	新3-0014

卸売市場法 (昭和46年、令和2年 改正) (主)	-	-	_	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	-
特定農産加工業経 営改善臨時措置法 (平成元年) (主)	ı	-	—	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と 市場規模の拡大に寄与する。	-
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年、平成30年改正)(主)	-	_		-	(3)-(1)-7	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。	-
容器包装に係る分別 収集及び再商品化 の促進等に関する法 律 (平成7年) (主)	-	_	_		(4)-②-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
中心市街地の活性 化に関する法律 (平成10年) (主)	-	_	_	-	(2)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
食品循環資源の再 生利用等の促進に (47) 関する法律 (平成13年) (主)	-	-	—	-	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
流通業務の総合化 及び効率化の促進 (48) に関する法律 (平成17年) (主)	-	_		-	(2)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

(49)	地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	-
(50)	日本農林規格等に 関する法律 (平成29年) (主)	-	-	-	-	(3)-③-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林 物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(51)	食品ロスの削減の推 進に関する法律 (令和元年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。 この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。	-
(52)	生鮮食料品等小売 業近代化貸付制度 (昭和43年度) (主)	-	-	_	_	(2)-①-ア	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	-
(53)	食品流通改善資金 のうち食品等生産販 売提携型施設 (平成3年度) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(54)	食品流通改善資金 のうち食品等生産製 造提携型施設 (平成12年度) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(55)	収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租 税特別措置法第33 条の4、第65条の2、 第68条の73] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例(卸売 市場) (56) [所得税・法人税:租 税特別措置法第33 条、第64条、第68条 の70] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、中小企業等協同組合等 が政府の補助又は 農業近代化資金等 の貸付を受けて取得 した、農林漁業者等 の共同利用に供する (57) 施設に対する課税標 準の特例措置(卸売 市場関係) [不動産取得税:地 方税法附則第11条 第11項] (昭和46年度) (主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	-	(3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、民本政策金融公庫(食品流通改善資金-卸売市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利(58)用の機械及び装置についての課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法第349条の3第4項](昭和49年度)(主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	-	(3)-(1)-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

	卸売市場及びその 他機能を補完する一 定の施設に係る事業 所税の非課税措置 (59) [事業所税:地法第 701条の34第3項第 14号] (昭和50年度) (主)		1,155 (R4年3 月把握予 定)	1,155 (R4年3 月把握予 定)	1,155	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	この支	場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組のこと市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-	
政	策の予算額[百万円]	28,502 (内数を 含む)	24,314 (内数を 含む)	103,073 (内数を 含む)	25,014 (内数を 含む)	<del>女</del> 呕	{URL	https://www.moff.co.ip/i/hudget/voview/v2/index.html		
政	政策の執行額[百万円]		15,943 (内数を 含む)			少照	UKL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html		

## 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	令和3年 度事で リー を を を を で で で 来 で る で る で き ま で う る る る る る る る る る る る る る る る る る る
(1) -		_	-	-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。